

# 私立学校事務処理一覧

## 1 許（認）可事項（認定・承認事項を含む）

### (1) 学校に関するもの

番号	事務内容	関係のある学校	根拠条文	様式
1	学校の設置	専修・各種学校以外	教4, 教則3, 13 (私細3, 4, 5)	1号 2号
		専修学校	教130, 教則187 (私細3, 4, 5)	
		各種学校	教134, 教則190 (私細3, 4, 5)	
2	学校の廃止	専修・各種学校以外	教4, 教則15 (私細9)	9号
		専修学校	教130, 教則188 (私細9)	
		各種学校	教134, 教則190 (私細9)	
3	設置者の変更	専修・各種学校以外	教4, 教則14 (私細7)	5号
		専修学校	教130, 教則189 (私細7)	
		各種学校	教134, 教則190 (私細7)	
4	収容定員変更 (専修学校を除く)	専修・各種学校以外	教4, 教令23, 教則5 (私細7の2, 7の3)	7号 (6号)
		各種学校	教134, 教則190 (私細7の2)	
5	高等学校の学科、全日制、定時制又は通信制の課程の設置	高等学校 中等教育学校の後期課程	教4, 教令23, 教則11 (私細6)	3号
6	高等学校の学科、全日制、定時制又は通信制の課程の廃止	高等学校 中等教育学校の後期課程	教4, 教令23, 教則15 (私細8)	課程：10号 学科：11号
7	特別支援学校の高等部の通信教育の設置等	特別支援学校	教4, 教令23, 教則14 (私細6,8)	—
8	特別支援学校の部の設置	特別支援学校	教4, 教令23, 教則13 (私細6)	—
9	特別支援学校の部の廃止	特別支援学校	教4, 教令23, 教則15 (私細8)	—
10	専修学校の課程の設置	専修学校	教130, 教則187 (私細6)	4号
11	専修学校の課程の廃止	専修学校	教130, 教則188 (私細8)	10号
12	専修学校の目的の変更	専修学校	教130, 教則189 (私細7の5)	8号
13	高等学校広域通信制課程の学則変更	高等学校 (通信制課程)	教4, 教令23, 教則5 (私細7の3)	12号

(2) 法人に関するもの

番号	事 務 内 容	根 拠 条 文	様式
1	学校法人寄附行為の認可 (学校法人及び準学校法人の設立)	私30, 64, 私則2, 8 (私細19)	1 3 号
2	学校法人寄附行為の変更	私45, 64, 私則4, 8	1 4 号
3	学校法人及び準学校法人がそれぞれ準学校法人及び学校法人に組織変更	私64第6項, 私則9	1 5 号
4	学校法人の解散	私50, 64	1 6 号
	(ア) 理事の3分の2以上の同意及び評議員の議決による解散	私50第1項1号, 64第5項, 私則5, 8	
	(イ) 目的たる事業の成功の不能による解散	私50第1項3号, 64第5項, 私則5, 8	
5	学校法人の合併	私52, 64, 私則6, 8	1 7 号

## 2 届出事項

### (1) 学校に関するもの

番号	事務内容	関係のある学校	根拠条文	様式
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的(専修学校を除く)</li> <li>・名称、位置</li> <li>・学則(収容定員にあつては専修学校のみ)</li> <li>・経費の見積り及び維持方法の変更(専・各除く)</li> </ul>	専修・各種学校以外	教令27の2, 教則5 (私細10)	22号 ～ 28号
		専修学校	教131, 教則189 (私細10)	
		各種学校	教令27の3, 教則190	
2	校地、校舎等の変更 (取得、処分、用途変更、改築等)	専修・各種学校以外	教令27の2, 教則6 (私細13)	29号
		専修学校	教131, 教令24の3 (私細13)	30号
		各種学校	教令27の3, 教則190 (私細13)	33号
3	校(園)長の採用	専修・各種学校以外	教10, 教則27 (私細16)	21号
		専修学校	教133, 教則189	
		各種学校	教134, 教則190	
4	分校の設置・廃止	専修・各種学校以外	教令27の2, 教則7, 15	—
		専修学校	教131, 教令24の3 教則188, 189	—
		各種学校	教令27の3, 教則190	—
5	高等学校の専攻科、別科の設置	高等学校 中等教育学校	教則11, 教令27の2 (私細11)	31号
6	高等学校の専攻科、別科の廃止	高等学校 中等教育学校	教則15, 教令27の2 (私細12)	32号
7	専修学校の学科の設置	専修学校	教131, 教則189 (私細10)	31号
8	専修学校の学科の廃止	専修学校	教131, 教則188 (私細10)	32号
9	学校所在地の住居表示等の変更	共通	住居表示に関する法律3第1,2項 教令27の2, 3教131, 教則2	34号

(2) 法人に関するもの

番号	事務内容	根拠条文	様式
1	学校法人の登記	私令1	35号
2	学校法人の役員変更	私令1, 私則13	36号
3	学校法人の理事長変更	私令1, 私則13	37号
4	寄附行為変更届出	私45第2項, 64, 私則4の3第2項	38号
5	学校法人の清算の終了	私50の14, 64	39号
6	清算人の氏名、住所等	私50の7, 64	40号
7	学校法人の解散	私50, 64	41号
	(ア) 寄附行為に定めた解散事由の発生による解散	私50第4項, 64	
	(イ) 破産による解散	私50第4項, 64	
8	理事長の職務代理等	私令1, 私則13	—

### 3 報告事項

#### (1) 学校に関するもの

番号	事務内容	関係のある学校	根拠条文	様式
1	授業停止報告	共通	私細14	43号
2	学校廃止後の書類（指導要録）の引継	共通	教令31, 教則28	44号
3	義務教育修了者報告報告	小・中学校 特別支援学校 中等教育学校	教令22	47号
4	事故報告	共通	私細15	46号

#### (2) 法人に関するもの

番号	事務内容	根拠条文	様式
1	不動産登記報告	私細13第2項, 私細20	45号
2	学校法人の財産状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不正の点のあることを発見したとき	私37第3項第4号	—

### 4 法人の登記事項

番号	事務内容	根拠条文
1	設立の登記	組令2, 3, 私33, 64, 私令1, 私則13
2	合併の登記	組令8, 私57, 私令1, 私則13
3	事務所の移転登記（登記所の管轄を超える移転の場合）	組令4, 私令1, 私則13
4	従たる事務所の新設登記	組令11, 私令1, 私則13
5	目的、業務（学校の収益事業を含む。）、名称、代表権を有する役員の名、住所、資格、解散の事由、資産の総額 等の変更登記	組令3, 私令1, 私則13
6	解散の登記	組令7, 私50, 私令1, 私則13
7	清算人の登記	組令2, 私50の7, 私令1,
8	清算終了の登記	組令10, 私50の14, 私令1, 私則13

## 5 その他

番号	事 務 内 容	様式／掲載ページ
1	用途証明願	49号／74
2	学生割引証の交付願	50号／76
3	実務証明願	51号／77
4	謄本交付願	52号／78
5	専門士の称号付与関係	222
6	特定公益増進法人の証明申請	228
7	相続税の非課税に係る証明申請	230
8	勤労学生控除対象校の証明申請	231
9	専修学校の専門課程修了者の税理士試験の受験資格証明	234
10	学則証明関係	235

## 6 主な認可事務手続きの流れ

### (1) 学校の設置及び学校法人の設立

時 期	県 (学 事 課)	設 置 計 画 者
前々年 8月末	<p>事前相談 ↓ (協議)</p> <p>学校設置計画書受付</p> <p>審 生徒数の見込み 施設の基準 資金内容 教育課程 査 様式等 (現地確認)</p> <p>私立学校審議会 (諮問) ↓ 専門部会 (調査会) による調査 ↓ 私立学校審議会 (諮問・答申) ↓ 設置計画承認通知</p> <p>[進捗状況報告・確認] &lt;&lt;</p>	<p>学校設置計画発案 (設立発起人)</p> <p>設立発起人会の設立 設立発起人会の決議 (理事会の決議) ↓ 学校設置計画書提出</p> <p>≫ 現地立ち会い・説明</p> <p>≫ 専門部会 (調査会) 出席、説明</p> <p>設置計画承認受領</p>
1月 ～ 2月	<p>学校設置認可申請書受付 寄附行為(変更)認可申請書受付</p> <p>審 設置計画との整合性 法人財産 査 教職員組織等</p> <p>現地調査の実施 ↓ 私立学校審議会 (諮問・答申) ↓ 学校設置・寄附行為(変更)認可</p>	<p>建築確認申請、建築確認 ↓ 校舎建築 ↓ 完了 ↓ 竣工検査 ↓ 引き渡し ↓ 検査済証受領 ↓ 学校設置認可申請書提出 寄附行為(変更)認可申請書提出</p> <p>≫ 現地立ち会い</p>
3月	<p>登録免許税に係る証明願受理 " 証明書交付</p>	<p>学校設置・寄附行為(変更)認可書受領</p>
4月	<p>登記完了届受理</p>	<p>法人設立登記 財産寄附 登録免許税に係る証明願提出 不動産所有権取得登記</p> <p>登記完了届提出 不動産登記報告提出 開 校</p>

※時期は一般的な目安を示す(具体的には、予めの相談、確認が必要)。

※出入国在留管理庁の手続きが必要な場合

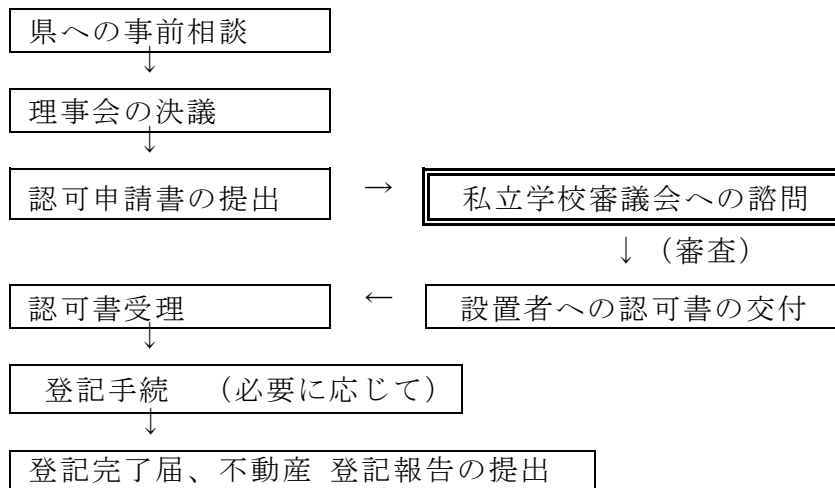
時 期	県 (学 事 課)	設 置 計 画 者	出入国在留管理庁	
4月 ～ 6月	<p><b>事前相談</b></p> <p>↓</p> <p>(協議)</p> <p><b>学校設置計画書受付</b></p> <p>審 生徒数の見込み 施設の基準 資金内容 教育課程 査 様式等 (現地確認)</p> <p><b>私立学校審議会</b> (諮問)</p> <p>↓</p> <p><b>専門部会 (調査会) による調査</b></p> <p>↓</p> <p><b>私立学校審議会</b> (諮問・答申)</p> <p>↓</p> <p><b>設置計画承認通知</b></p> <p>[進捗状況報告・確認] &lt;&lt;</p> <p><b>学校設置認可申請書受付</b> <b>寄附行為(変更)認可申請書受付</b></p> <p>審 設置計画との整合性 法人財産 査 教職員組織等</p> <p><b>現地調査の実施</b></p> <p>↓</p> <p><b>私立学校審議会</b> (諮問・答申)</p>	<p>学校設置計画発案 (設立発起人)</p> <p>設立発起人会の設立 設立発起人会の決議 (理事会の決議)</p> <p>↓</p> <p>学校設置計画書提出</p> <p>≫ 現地立ち会い・説明</p> <p>≫ 専門部会 (調査会) 出席、説明</p> <p>設置計画承認受領</p> <p>建築確認申請、建築確認 → 校舎建築 → 完了 → 竣工検査 → 引き渡し → 検査済証受領</p> <p>学校設置認可申請書提出 寄附行為 (変更) 認可申請書提出</p>	<p><b>事前相談</b></p> <p>↓</p> <p>(協議)</p> <p><b>申請書受付</b></p> <p><b>現地調査の実施</b></p> <p><b>法務省による審査</b></p>	
	7月		<b>文部科学省ヒアリング</b> (私立学校審議会に諮問されていることが必要)	
	2月		<b>告示 (官報掲載)</b>	
	3月	<b>学校設置・寄附行為(変更)認可</b>	学校設置・寄附行為 (変更) 認可書受領	
		登録免許税に係る証明願受理 " 証明書交付	法人設立登記 財産寄附 登録免許税に係る証明願提出 不動産所有権取得登記	
	4月	<b>登記完了届受理</b>	登記完了届提出 不動産登記報告提出 開 校	

※時期は一般的な目安を示す (具体的には、出入国在留管理庁に予めの相談、確認が必要)



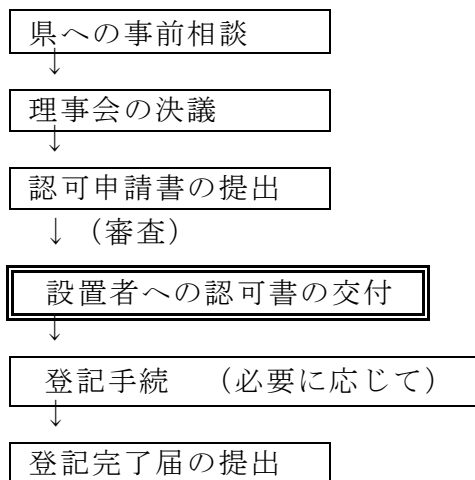
(2) その他の認可事項

①私立学校審議会への諮問を要する事項



② 私立学校審議会への諮問を要しない事項

- ・学校法人の寄附行為の変更
- ・学校法人の合併
- ・財団法人の寄附行為の許可、変更
- ・その他財団法人に関する認可事項



7 私立学校審議会諮問事項

諮問事項		学校種				備考	
		幼小中	高	専	各		
学校に係る事項	1	学校設置計画承認	○	○	○	○	
	2	学校設置認可	○	○	○	○	
	3	学校廃止認可	○	○	○	○	公開
	4	学校設置者変更認可	○	○	○	○	
	5	収容定員変更認可	○	○		○	
	6	5に伴う増改築計画の承認	○	○		○	
	7	高等学校広域通信制課程に係る学則変更認可		○			公開
	8	学科、課程(全日制・定時制・通信制)の設置認可		○			
	9	学科、課程(全日制・定時制・通信制)の廃止認可		○			公開
	10	専修学校目的変更認可			○		
	11	課程(高等課程・専門課程・一般課程)の設置			○		
	12	課程(高等課程・専門課程・一般課程)の廃止			○		公開
	13	閉鎖命令	○	○	○	○	
学校法人に係る事項	1	寄附行為認可					
	2	解散事由の認可・認定					
	3	組織変更認可(準学校法人→学校法人、学校法人→準学校法人)					
	4	収益事業の停止命令					
	5	学校法人の解散命令					
	6	収容定員超過の是正命令(補助金交付学校法人のみ)					
	7	予算の変更勧告(補助金交付学校法人のみ)					
	8	役員了解職勧告(補助金交付学校法人のみ)					
他	1	無認可専修学校・各種学校の教育停止命令					